

## 第280回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年2月19日(金) 13:30~14:05
2. 通知年月日 令和3年2月10日(水)
3. 公示年月日 令和3年2月10日(水)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁 1階 大会議室A
5. 出席者(委員) 浅川会長、長野委員、川添委員、松本委員、岡部委員、中澤委員、野田委員、小林委員、山口委員、平野委員、松下委員、元田委員、吉谷委員  
(事務局) 岩田事務局長、尾田事務局次長、村瀬課長補佐、大崎係長、市山係長、遠山主任技師  
(県) 漁業振興課資源管理班 馬場課長補佐、淵上技師  
漁業調整班 伊藤主任技師、谷内技師
6. 議題
  - 第1号議案 共同漁業権外における手繰第3種貝けた網漁業の許可等に係る取扱い方針等及びその運用について(諮問)
  - 第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
  - 第3号議案 長崎県知事許可漁業の有効期間について(諮問)その他

## 7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から第280回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、浅川会長からご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

会 長

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出席について事務局より説明を求めます。

事務局

本日は、内田委員、一瀬委員が欠席されております。  
定員15名中、13名の委員の出席となっております。  
出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。  
また、本日は第1号議案から第3号議案説明のため漁業振興課漁業調整班から伊藤主任技師、谷内技師が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。  
本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。  
本日の議事録署名人は、長野委員と松本委員をお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第1号議案

「共同漁業権外における手繰第3種貝けた網漁業の許可等に係る取扱い方針等及びその運用について(諮問)」

第2号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」

第3号議案

「長崎県知事許可漁業の有効期間について(諮問)」

その他

となっております。

それでは、第1号議案「共同漁業権外における手繰第3種貝けた網漁

業の許可等に係る取扱い方針等及びその運用について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案について、お手元の資料3ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料4ページから6ページまで、関連する資料を添付しておりますので、担当者から説明いたします。

県担当者  
（漁業振興  
課漁業調整  
班）

共同漁業権外における手繰第3種貝けた網漁業の許可等に係る取扱い方針等及びその運用について、下記内容を説明

（1）手繰第3種貝けた網漁業の旧規則における対応について

（2）新規許可の定義と許可発給までのプロセスについて

（3）（2）を踏まえ、資源量の調査等により、赤貝が発生したと県が認める場合は、許可方針に定める許可上限分の許可を受け付ける公示を1週間程度行うこととし、早急に許可を発給できる体制とする。

（4）手繰第3種貝けた網漁業（大村湾海域）の許可等に関する取扱方針（案）について

会長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

松下委員

4ページの上と下の図で新旧の取扱いの対比をさしていますが、試験操業の結果を踏まえ運用していくという話ですが、試験操業は下の図の0番に入るのでしょうか。

県担当者  
（漁業振興  
課漁業調整  
班）

上図でこれまでは ですが、下図でこれからは と の間に該当すると見てもらえればと思います。

松下委員

ありがとうございます。

もう一ついいですか。アカガイの漁期を逸するということがどういうことなのかわからないんですが、放っておいて死ぬような生き物でもありませんし、漁期を逸してしまうというのはどういうニュアンスのものなのでしょうか。

県担当者  
( 漁業振興  
課漁業調整  
班 )

基本的にその周期で単発に発生した場合に獲りに行き、資源が少なくなってきたら他の漁に切り替えるというような操業体制がとられております。併せてタコの食害があり、ある程度時間が経つと資源量が少なくなってしまうという傾向もあるということなので、アカガイの発生が確認されたら、すぐに許可を出さないと当該漁業ができないというようなものになっています。

松下委員

非常にニュアンス的に話をされており、論理的でないような気がするんですよね。むしろ、もっと漁業者が早期に利用したがるとか、そういうような説明の方がわかりやすい気がしました。

県担当者  
( 漁業振興  
課漁業調整  
班 )

そうですね。経営上、即時許可が必要だということも踏まえた取扱い、運用だということです。

松下委員

わかりました。

会 長

他にございませんか。

全委員

( 意見等なし )

会 長

他にご意見等もないようですので、第1号議案「共同漁業権外における手繰第3種貝けた網漁業の許可等に係る取扱い方針等及びその運用について(諮問)」は、諮問原案どおり運用して差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員

( 異議なし )

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「共同漁業権外における手繰第3種貝けた網漁業の許可等に係る取扱い方針等及びその運用について（諮問）」については、諮問原案どおり運用して差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案について、お手元の資料の8ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料9ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（漁業振興課漁業調整班）から説明いたします。

県担当者  
（漁業振興  
課漁業調整  
班）

（ 県南海区の新規許可申請を受け付ける以下の漁業（案）について、制限措置等の公示内容を説明。

小型機船底びき網漁業

・手繰第3種貝けた網漁業（大村湾海域）

・手繰第3種貝けた網漁業（大村湾南部地区）

固定式さし網漁業

・一重さし網漁業（西彼南部海域）

会 長

ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

元田委員

固定式さし網は対象とする魚種は何なのでしょう。

県担当者  
（漁業振興  
課漁業調整  
班）

主にカマスです。

会 長

他にございませんか。

全委員

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」は、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、第3号議案「長崎県知事許可漁業の有効期間について(諮問)」を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案について、お手元の資料の11ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

(諮問文朗読)

また、お手元の資料12ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者(漁業振興課漁業調整班)から説明いたします。

県担当者

(漁業振興  
課漁業調整  
班)

知事許可漁業の新規許認可に係る諮問の手続き(許可の有効期間の定め)について、以下により説明。

旧県漁業調整規則下における許可期間の運用

新同規則下での運用案

対応案

- ・従来の許可と同様に、許可漁業毎の許可の有効期間を全許可者でそろえる。

理由

- ・継続許可は1～3ヶ月前に申請が必要であり、個人毎に許可の有効期間を管理することが困難

・継続申請の機会を逸した場合、再度公示に基づいて許可を行う  
必要があり、リスクを軽減する必要有

会 長 　　ただいま説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

全委員 　　（意見等なし）

会 長 　　他にご意見等もないようですので、第3号議案「長崎県知事許可漁業の有効期間について（諮問）」は、諮問原案どおり取り扱うこととして差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

全委員 　　（異議なし）

会 長 　　ご異議もないようですので、第3号議案「長崎県知事許可漁業の有効期間について（諮問）」は、諮問原案どおり取り扱うこととして差し支えない旨答申することに決定します。

会 長 　　続きまして、その他の件とします。  
委員の皆様から何かありませんか。

全委員 　　（意見、質問なし）

会 長 　　事務局からは何かありますか。

事務局 　　（次回の漁業調整委員会を3月に予定していることを説明）

会 長 　　他に何もありませんので、これをもちまして、第280回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

< 閉 会 >

（2月19日 14：05終了）